

第 46 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 1 月 10 日（金）14:00～16:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
 - （委 員） 津谷 典子
 - （専 門 委 員） 伏見 清秀、松原 由美
 - （審議協力者） 財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課：瀧村保健統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長、廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか

4 議 題 医療施設調査及び患者調査の変更について

5 概 要

（1）諮問の概要説明等

平成 26 年に実施が予定されている医療施設調査及び患者調査の計画について、総務省政策統括官付統計審査官室から諮問の概要説明がなされた後、厚生労働省から補足説明がなされた。

（2）調査計画の変更全般について

今回調査では、例えば、前回（平成 23 年）調査において新たに追加した「病院に在籍している保育士」を把握する調査事項を変更するなど、1 度調査しただけで変更する例が散見される。経済・社会情勢の変化等に応じて、一定程度調査事項の見直しを行うことは必要であると考えますが、医療施設調査のような基幹統計調査において、基本的な事項については継続的に調査されるべきであり、調査の都度、調査事項が頻繁に変更されることに問題はないのか。調査事項を設定したり、変更したりする際の基本的な考え方を整理し、次回部会において説明していただきたい。

← 次回部会までに、整理し、説明する。

（3）調査事項の変更について

医療施設調査の病院票における調査事項の変更について、審査メモに沿って審議が行われた結果、一部の調査事項について、厚生労働省において改めて整理・検討の上、その結果を次回部会において報告することとなった。

委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

ア 「(4) 開設者」

特段の意見なく了承

イ 「(13) 臨床研修医」

特段の意見なく了承

ウ 「(16) 病棟に勤務する保育士」

- ・ 院内保育を行う保育士については、医療施設調査で把握することとしている病院の診療機能とは少し性格が異なる事項であることから、本調査においてその配置状況を把握する必要性は高くないのではないかと。
- ・ 今回調査では、院内保育を行う保育士数は利活用の面から把握する必要性が低いとして、子どもの患者に対するケアを行う保育士数のみ把握する形に変更しようとしているが、長期的な観点から院内保育を行う保育士の状況を把握しないことがよいのか慎重に検討すべきではないかと。
- ・ 院内保育を行う保育士数については、厚生労働省において施策への活用予定がないのであれば把握する必要はないと考える。ただし、報告者である病院サイドからみて、原案の「院内保育所に勤務している保育士は含みません。」という注書きでは、子どもの患者に対するケアを行う保育士に該当する保育士数を回答する調査事項であることが分かりにくいと考えられることから、当該注書きについて混乱せずに紛れなく記入できるように修正すべきである。
← 次回部会までに、注書きの表現について検討する。
- ・ 本調査は、医療施設の診療機能に関する事項の把握を目的としているにもかかわらず、前回（平成 23 年）調査では、当該事項と少し性格が異なる職員の福利厚生的な調査事項等（院内保育を行う保育士数など）を把握している。こうした福利厚生的な調査事項等はどのような考えで設定したのかなど、調査事項の設定の基本的な考え方について整理していただきたい。

⇒ 注書きの表現及び調査事項の設定の基本的な考え方について、厚生労働省において改めて整理・検討の上、次回部会において報告することとなった。

エ 「(17) 救急医療体制」

- ・ 本調査事項は、毎回のように調査内容が変更されているが、なぜこのようなことが生じるのか、これまでの変更の経緯等について整理していただきたい。
- ・ 救急医療体制について「主たるもの」を把握する設問において、「主たるもの」の判断は報告者に任せるとのことであるが、例えば、「初期」と「三次」の両方の体制を有している病院は、「主たるもの」の判断基準を患者数とした場合、「初期」を選択するケースが多くなってしまふ。このようなことから、一つだけでなく複数の回答を選択できる設問にした方がよいのではないかと。
- ・ 「主たるもの」の判断基準がなく、報告者によって回答に当たっての考え方が異なる可能性があることは問題である。詳細な判断基準は報告者の記入負担を増加させることが懸念されることや、実態として複数の救急医療体制に対応している病院があることから、複数の回答を選択できる設問にした方がよいのではないかと。
- ・ 「夜間（深夜も含む）の救急対応」状況を把握する設問について、1 週間における対応可能日数を把握する形式から、対応の有無のみを把握する設問に変更してしまうと、毎日対応している場合と輪番制で対応している場合の区別がつかないことになるため、

医療計画や医療体制を考える上で必要な情報が得られなくなり、問題となるのではないのか。

- ・ 「夜間（深夜も含む）の救急対応」状況について、前回調査結果では「ほぼ毎日可能」及び「ほとんど不可能」に回答が集中しているとのことであるが、診療科目によっては、「週1～2日可能」などのケースも一定程度みられる状況を踏まえ、必要な情報が得られるような選択肢を設けることが重要ではないかと考える。
- ・ 輪番制を考慮した選択肢としては、「ほぼ毎日対応」、「輪番制」、「対応していない」の3つの選択肢が考えられる。しかし、この場合には、「週2～3日対応」などのケースには回答できないため、「ほぼ毎日対応」と「輪番制」の間にもう一つ選択肢を入れた方がよいと考える。
- ・ 輪番制は従前の選択肢に制度的な要素をもたらすこととなるため、継続性の観点も考慮すると、「1 ほぼ毎日対応」、「2 1以外で対応」、「3 対応していない」といった選択肢が1つの案として考えられるのではないかと考える。
- ・ 「夜間（深夜も含む）の救急対応」について、診療科目別に把握する調査項目から、疾患別に把握する調査項目に変更することについては、時系列比較ができなくなるものの、医療現場の実態に合せるものであるならば変更する必要があるのではないかと考える。
- ・ 救急医療体制の把握は重要であり、また、時系列的に救急医療体制に係る改善状況を把握し、政策評価を行う際の基本データであることから、本調査事項の変更経緯等に係る資料整理とともに、各設問の選択肢の再検討についてお願いしたい。

← 次回部会までに、指摘の資料整理や各設問の選択肢について再検討する。

⇒ 本調査事項の変更については、厚生労働省において改めて整理・検討の上、その結果を次回部会において報告することとなった。

オ 「(19) 委託の状況」

- ・ 今回の変更で、院内・院外別の委託の状況を把握する設問を簡素化することは賛成であるが、そもそもどのような必要性から院内・院外別の委託の状況について把握することになったのか整理していただきたい。
- ・ 今回の変更で、本調査事項が「平成17年調査（全部委託・一部委託）⇒20年調査及び23年調査（全部委託（院内委託・院外委託）・一部委託（院内委託・院外委託）⇒26年調査（全部委託・一部委託）」と、平成17年調査と同様の調査内容に戻るようになるが、本調査事項の変更について、その背景や経緯等について整理していただきたい。

⇒ 過去の調査（平成17年調査⇒平成20年調査⇒平成23年調査）において院内・院外別の委託状況を把握することとなった必要性や経緯等について、厚生労働省において改めて整理の上、次回部会において報告することとなった。

カ 「(23) オーダリングシステムの状況」及び「(24) 医用画像管理システム (PACS) の状況」

- ・ 本調査事項は、調査内容を頻繁に変更しているようであるが、そもそもどのようなことに利活用しようと考えて、調査内容の設定や変更を行ってきたのか、調査事項の変更の経緯等とともに、その変更の必要性や背景について整理していただきたい。
- ・ 「(24) 医用画像管理システム (PACS) の状況」において、導入予定時期を把握する必要性は何か。具体的な活用事例を挙げて説明していただきたい。
- ・ 導入予定時期について、今後導入を予定しているが具体的な時期まで分からない場合、どのように回答することになるのか。
- ・ 「(23) オーダリングシステムの状況」の調査項目の選択肢の「その他」については、「予約 (予約、リハビリ等)」といったように具体例を括弧書きで追加した方が分かりやすいのではないか。
← 「その他」に例示を記載すると、例示以外のものを導入している場合には、「その他」を選択しなくなることが懸念されることから、例示を記載しない設計としているところである。
- ・ 選択肢の「その他」は、他の4つの選択肢 (検査、放射線、薬剤及び栄養) 以外のものであり、報告者である病院では、「その他」に該当する例を容易に想像できると考えられる。したがって、「その他」に例示を記載しなくても、選択に戸惑うことはないものとする。

⇒ 「(23) オーダリングシステムの状況」の調査項目の「その他」については原案で了承された。「(24) 医用画像管理システム (PACS) の状況」において導入予定時期を把握することとなった必要性や経緯等については、厚生労働省において改めて整理の上、次回部会において報告することとなった。

キ 「(25) 診療録電子化 (電子カルテ) の状況」

- ・ 導入予定時期を把握する必要性は何か。具体的な活用事例を挙げて説明していただきたい。

⇒ 導入予定時期を把握することとなった必要性や経緯等について、厚生労働省において改めて整理の上、次回部会において報告することとなった。

6 次回予定

次回部会は、平成 26 年 1 月 24 日 (金) 14 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。